

人間環境大学大学院長期履修制度に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、人間環境大学大学院学則（以下「大学院学則」という）第5条第2項の規定に基づき、博士前期課程（修士課程）および博士後期課程の学生を対象とした長期履修制度を運用するために必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 長期履修を希望する旨の申し出をすることができる者は、大学院に入学を許可された者であって、次のいずれかに該当することにより大学院学則第5条第1項に規定する標準修業年限で修了することが困難であると認められる者とする。

- (1) 職業を有している者
- (2) 家事、育児、介護等の事情がある者
- (3) その他長期履修が必要となる相当の理由があると認められた者

(履修期間)

第3条 長期履修の期間は、博士前期課程においては入学時から起算して3年、博士後期課程においては入学時から起算して5年を上限とする。ただし、休学期間は当該期間に算入しない。

(申請手続)

第4条 長期履修を希望する者は、長期履修申請書（様式1号）を学長に提出しなければならない。

- 2 申請期限は、博士前期課程（修士課程）の者は、1年次の2月末日、博士後期課程の者は、2年次の2月末日とする
- 3 前項の申請に対しては、研究科委員会の議を経て、学長が許可するものとする。

(履修期間の短縮または、取りやめ)

第5条 長期履修期間の短縮または長期履修の取りやめ（以下「長期履修期間短縮等」という）を希望する者は、希望する修了の月の末日から起算して7か月前までに長期履修期間短縮・長期履修取りやめ申請書（様式2号）を学長に提出しなければならない。

- 2 前項の申請に対しては、研究科委員会の議を経て、学長が許可するものとする。ただし、長期履修期間短縮等は在学中に1回に限る。

(長期履修学生の承認の取消し)

第6条 長期履修学生が長期履修に関し虚偽の申請をしたことが判明したときは、学長は研究科委員会の議を経て、長期履修学生の承認を取り消すことができる。

(長期履修学生の学費の納付)

第7条 長期履修学生の学費の納付方法については、別に定める学費規程による。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、運営会議の議を経て、学長が決定する。

附則 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この規程（改正）は、平成28年4月1日から施行する。

附則 この規程（改正）は、平成28年8月31日から施行する。